

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年9月23日（平成28年（行情）諮問第602号）

答申日：平成29年1月26日（平成28年度（行情）答申第686号）

事件名：特定議員が取り上げた「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」
と同様な内容を含んだ資料の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年7月10日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において穀田議員が取り上げた『イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）』と同様な内容を含んだ資料の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、請求する文書の名称等の補正を求めた上で、本件対象文書以外に該当する文書があれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

文書1 イランをめぐる最近の主な動き

文書2 イランの位置づけ

文書3 米中央軍主催国際掃海訓練（各国の参加予定）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月13日付け情報公開第01138号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、他にも文書が存在するものと思われる。

2 審査請求の理由

穀田議員が指摘するところの文書に更に内容が近いものが更に存在するものと思料されるので、改めて発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、審査請求人が平成28年4月3日付けで行った開示請求「平成27年7月10日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において穀田議員が取り上げた『イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）』と同様な内容を含んだ資料の全て。＊『行政機関の保有す

る情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」に対し、文書3件を特定の上、開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分に係る以下の3文書である。

文書1 イランをめぐる最近の主な動き

文書2 イランの位置づけ

文書3 米中央軍主催国際掃海訓練（各国の参加予定）

3 審査請求人について

審査請求人は、「穀田議員が指摘するところの文書に更に内容の近いものが更に存在するものと思料されるので、改めて発見に努めるべきである。」と主張する。

しかしながら、平成27年7月10日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における審議で穀田衆議院議員が取り上げた「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と題する資料については、当省は右審査後に公開情報を通じて確認しているのみであり、当省保有の行政文書を探索したが、形式及び内容のいずれにおいても、右資料と同一の文書を作成・取得していることは確認できず、また、同様の内容を含んだ資料について確認できたのは、特定した3件のみであった。したがって、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月23日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月26日 | 審議 |
| ④ 平成29年1月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、平成27年7月10日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において穀田衆議院議員が取り上げた「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と同様な内容を含んだ資料の全てを求めるものである。なお、上記「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」自体の開示請求に対しては、平成28年10月19日、外務省が保有しているとは認められないとする答申を行っている（平成28年度（行情）答申第458号）。

処分庁は、本件開示請求に対し、文書1ないし文書3を特定して開示したところ、審査請求人は、本件対象文書以外にも本件開示請求に該当する文書が存在するはずである旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、穀田衆議院議員が平成27年7月10日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において取り上げた「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と「同様な内容を含んだ資料の全て」の開示を求めるものである。

同衆議院議員が属する政党のホームページに「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と題する資料の少なくとも一部が掲載されていたのでこれを確認したところ、当該部分に記載されている出来事は平成23年から平成24年頃の出来事であり、記載されている主要な論点は、ホルムズ海峡をめぐる動き、イランの核問題及び米中央軍主催の国際掃海訓練であったので、本件開示請求は、①平成24年頃に作成された文書で、②ホルムズ海峡をめぐる動き、イランの核問題及び米中央軍主催の国際掃海訓練のいずれか又は複数を主な論点としているものを求めていると解した。

イ これを踏まえ、中東第二課や安全保障政策課において保有している文書のうち、上記アの①及び②の条件を満たすものを探索した結果、本件対象文書を保有していたことからこれを特定した。

ウ 本件対象文書の特定に際しては、審査請求人に対し本件開示請求の趣旨について確認したり開示請求文言の補正を求めたりはしていない。

(2) 当審査会事務局職員をして平成27年9月2日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会の会議録を確認させたところ、同年7月10日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において穀田衆議院議員が取り上げたとされる「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」と題する文書が掲載されていた。そこで、当審査会において当該文書及び諮問庁から提示を受けた上記(1)アの資料を確認したところ、後者は一部文字が判別できない部分があるものの、確認できる範囲内では両者は同一の文書であると認められる。そして、「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」は、諮問庁の上記(1)アの説明のとおり、平成23年から平成24年頃の出来事に言及しており、①「ホルムズ海峡をめぐる動き」、②「イランの核問題」及び③「米中央軍主催の国際掃海訓練への参加（対イラン関係の留意

点)」の3つの見出しを掲げる文書であり、また、それら3つの見出しに関し、それぞれ様々な事項に言及した本文が記載されていることが認められる。

そして、本件開示請求は、当該文書と「同様な内容を含んだ資料の全て」の開示を求めるものであるところ、何をもって「同様な内容」というのかは明らかでなく、処分庁が解したように「主な論点」が「同様な内容」のものと解する余地もある一方、上記各見出しについて記載された本文の個別具体的な内容と「同様な内容」を指すものと解する余地もある。さらに、仮に本件開示請求が、後者の趣旨のものであると解した場合に、対象となる文書の探索が可能かについて当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、外務省においては、この種の事柄に関して関係各課で作成又は取得された極めて多数の文書を保有しているため、本件開示請求がそのような趣旨であるとする、これらの文書につき同様な記述がないか確認をしなければならなくなり、その作業は膨大なものになることが予想されることであった。

- (3) 以上の事情を踏まえると、「同様な内容」という請求文言だけでは、処分庁が同請求文言に該当する文書を特定することは困難であって、本件開示請求には、文書の不特定という形式上の不備が認められる。

処分庁は、原処分において、本件開示請求の趣旨を審査請求人に確認することなく、本件開示請求につき上記(1)アの①及び②の条件を満たすものを求めていると解し、本件対象文書の特定を行ったが、文書特定のご概念は、開示請求制度の適切かつ円滑な運用のための機能的概念であるところ、本件開示請求の趣旨は上記のとおり必ずしも明確ではなく、審査請求人は、「イラン情勢（ホルムズ海峡をめぐる動き）」に更に内容が近いものが存在するはずである旨主張していることを考慮すると、処分庁が、審査請求人に対して請求文言の補正を求めるか開示請求の趣旨を確認することなく、本件開示請求の趣旨を限定的に解釈して、本件対象文書を特定したことは、不適切であったと認められる。

したがって、処分庁としては、審査請求人に対し、本件開示請求の趣旨に沿う文書を特定するために、請求文書の補正を求めた上で、本件対象文書以外の補正された請求文言に該当する文書があれば、これを特定し、改めて開示決定等を行う必要があると認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、開示請求者に対し、請求する文書の名称等

の補正を求めた上で、本件対象文書以外に該当する文書があれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久